

障害者通所施設等整備費補助要綱（障害者施設等）

1 通則及び目的

(1) 通則

障害者通所施設等整備費補助要綱（障害者施設等）に係る補助金の交付については、東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(2) 目的

この要綱は、障害者の地域における居住の場又は日中活動の場の整備及び特別支援学校卒業後対策の一環として、社会福祉法人その他の者が設置する障害者通所施設等の施設整備等に要する経費を、設置者等に対して、東京都が予算の範囲内で補助するために必要な事項を定め、もって障害者の地域での自立生活の促進及び特別支援学校卒業者の進路の拡大を図るとともに、障害者の福祉の向上を図ることを目的とする。

2 補助対象事業

(1) この補助は、次の各号の事業の対象者のうち、社会福祉法人、医療法人、一般社団法人、一般財団法人及び特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に定める特定非営利活動法人、労働者協同組合法（令和2年法律第78号）に定める労働者協同組合（以下「社会福祉法人等」という。）、社会福祉法人等以外の法人（以下「民間企業等」という。）並びに区市町村が次の各号（民間企業等については、アのうち障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第7項に規定する生活介護に係る事業並びにイ及びエに掲げる事業に限る。区市町村については、オに掲げる事業に限る。）に供するため設置する施設等の創設、改築、改修、安全対策工事及び設備整備に係る事業であって、別表1の要件を満たすものに対して行う。ただし、障害者（児）施設整備費補助要綱の対象となる事業は除く。

ア 障害者総合支援法第5条第7項に規定する生活介護、第12項に規定する自立訓練、第14項に規定する就労移行支援及び第15項に規定する就労継続支援に係る事業（ただし、主たる事業所の新規開設又は従たる事業所等の新規設置に伴う定員増を目的とした、賃借している既存建物の改修工事又は大規模修繕工事（一定年数を経過して使用に耐えなくなり、改修が必要となった指導室、作業室の改修工事又は利用者の高齢化、障害の重度化等への対応のための改修工事））

イ 障害者総合支援法第5条第18項に規定する共同生活援助に係る事業

ウ 障害者施策推進区市町村包括補助事業実施要綱（平成19年3月30日付18福保障第1751号。以下「包括補助事業実施要綱」という。）3（2）ウに規定する重度身体障害者グループホーム事業

エ 障害者総合支援法第5条第8項に規定する短期入所に係る事業（ただし、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）第115条第1項に規定する併設事業所又は同条第3項に規定する単独型事業所に限る。）並びにこれに併設する障害者総合支援法第77条第3項及び地域生活支援事業実施要綱（平成18年8月1日付障発第0801002号）別記11（4）に規定する日中一時支援事業（ただし、同事業が専有で使用する居室は除く。）

オ 障害者総合支援法第5条第7項に規定する生活介護に係る事業のうち、東京都重症心身障害児（者）通所事業実施要領（平成27年3月31日付26福保障居第3182号）に規定する事業（ただし、区市町村の施設整備のうち創設は除く。）

(2) 社会福祉法人等及び民間企業等が前項イに基づいて行う事業に供するために設置する共同生活援助であって、別表1の要件を満たし、当該社会福祉法人等及び民間企業等に賃貸する目的で既存建物を改修する建物所有者に対し、改修経費の一部を負担する事業。

3 補助対象経費

この補助金の対象経費は、2に係る施設等の整備に必要な施設整備費及び設備整備費とし、それ

ぞれの補助基準は別表 1 に定めるものとする。ただし、次の各号に掲げる費用は対象としない。

- (1) 土地の買収及び整地に要する費用
- (2) 既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を新築するより効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）のための費用
- (3) その他整備費として適当と認められない費用

4 補助事業者の制限

次に掲げる団体は、補助事業を行うもの（以下「補助事業者」という。）に含めず、この要綱に基づく補助金の交付の対象としない。

- (1) 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成 23 年度東京都条例第 54 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団を言う。以下同じ。）
- (2) 法人その他の団体の代表者又は役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団等（暴力団並びに暴排条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員及び同条 4 号に規定する暴力団関係者を言う。以下同じ。）に該当する者があるもの。

5 補助金の交付額

この補助金の交付額は、補助対象事業に要する経費の実支出額から寄付金その他の収入額（社会福祉法人等の場合は、寄付金収入額を除く。）を控除した額と別表 2 に定める補助基準額とを比較していずれか少ない方の額（以下「補助基本額」という。）に次の下表に定める補助率を乗じて得た額の範囲内の額を交付額とする。ただし 1,000 円未満は切り捨てるものとする。

整備対象事業	対象者	補助率
障害者総合支援法第 5 条第 7 項、第 12 項、第 14 項及び第 15 項に規定する事業（2(1)ア）	社会福祉法人等	3/4
障害者総合支援法第 5 条第 7 項に規定する事業（2(1)アのうちの生活介護）	民間企業等	1/4
障害者総合支援法第 5 条第 18 項に規定する事業（2(1)イ及び(2)）	社会福祉法人等	3/4
	民間企業等	1/4
	社会福祉法人等及び民間企業等(建物所有者に対し改修経費を負担する場合)	1/4
包括補助事業実施要綱 3(2)ウに規定する事業（2(1)ウ）	社会福祉法人等	3/4
障害者総合支援法第 5 条第 8 項に規定する事業並びにこれに併設する障害者総合支援法第 77 条第 3 項及び地域生活支援事業実施要綱別記 11(4)に規定する事業（2(1)エ）	社会福祉法人等	1/2
	民間企業等	1/4
障害者総合支援法第 5 条第 7 項に規定する生活介護に係る事業のうち、東京都重症心身障害児（者）通所事業実施要領に規定する事業（2(1)オ）	社会福祉法人等 区市町村	3/4

6 補助金の交付申請

この補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（別記第 1 号様式）に関係書類を添えて、別に定める期日までに東京都知事（以下「知事」という。）宛提出するものとする。

7 補助金の交付決定等

知事は、補助金の交付申請のあった事業について、適当と認める場合は、別紙１の条件を付して補助金の交付を決定し、通知する。

８ 補助金の交付時期

この補助金は、補助事業が完了した時期に全額を交付する。

９ 補助金の請求

補助事業完了後に別紙１ 補助条件の９に定める補助金の額の確定があったときは、補助事業者は請求書（別記第３号様式）に次の書類を付し、知事に請求するものとする。

- （１）印鑑証明書
- （２）支払金口座振替依頼書
- （３）前各号に定めるもののほか知事が必要と認める書類

１０ 審査基準

この補助金の交付に当たっては、別に定める「障害者通所施設等整備費補助対象法人審査委員会設置要領」に基づく障害者（児）施設設備整備等補助事業対象法人審査委員会により、事業の妥当性及び対象法人に係る適格性等の審査を行う。

附 則

１ この要綱は、昭和６０年４月１日から施行し、同年４月１日以降申請のあった施設整備及び設備整備に係る補助について適用する。

２ 平成１３年度から１５年度までに着工した事業に係る特例措置

平成１３年度から平成１５年度までに着工した本則２の（１）ア、イ及び（２）に掲げる補助対象事業について、本則４における補助金の交付額の算定にあたっては、本則の規定にかかわらず、次に掲げる補助要件のいずれかを満たすものに対し、補助基本額に本則４の補助率を乗じて得た額に加え、設置者負担分に次表右欄に定める補助率を乗じて得た額の範囲内の額を交付額とする。ただし、１，０００円未満を切り捨てるものとする。

（１）補助要件

- ①創設及び定員増を目的として行う施設等の整備
- ②他の障害を有する者（児）を新たに受け入れることを目的として行う施設整備及び設備整備
- ③小規模通所授産施設事業実施要綱に定める事業を行う場合で、開設年度に行う業務省力化に資する設備整備

（２）補助率

整 備 対 象 事 業	補 助 率
心身障害者（児）通所訓練等事業実施要綱に定める事業	１／２
小規模通所授産施設事業実施要綱に定める事業	

３ 平成１５年度から１７年度までに着工した事業にかかる特例措置

平成１５年度から平成１７年度までに着工した本則２の（１）ウ、エ、オ、カ、（３）及び（４）に掲げる補助対象事業について、本則４における補助金の交付額の算定にあたっては、本則の規定にかかわらず、次に掲げる補助要件のいずれかを満たす対象者に対し、補助基本額に本則４の補助

率を乗じて得た額に加え、設置者負担分に次表右欄に定める補助率を乗じて得た額の範囲内の額を交付額とする。

(1) 補助要件

創設及び定員増を目的として行う施設等の整備

(2) 補助率

整 備 対 象 事 業	対 象 者	補 助 率
知的障害者福祉法第4条第5項及び第10項に定める事業 東京都重度知的障害者グループホーム運営要綱に定める事業	社会福祉法人等	1／2
	民間企業等	1／3
	社会福祉法人等及び民間企業等(建物所有者が改修を行う場合)	1／3
東京都重度身体障害者グループホーム事業実施要綱に定める事業	社会福祉法人等	1／2
東京都認定短期入所事業実施要綱に定める事業	区市町村及び社会福祉法人等	3／4

4 平成18年度から20年度までに着工した事業にかかる特例措置

平成18年度から平成20年度までに着工した本則2の(1)ア、イ、オ、カ、キ、ク及び(3)に掲げる補助対象事業について、本則4における補助金の交付額の算定にあたっては、本則の規定にかかわらず、次に掲げる補助要件のいずれかを満たす対象者に対し、補助基本額に本則4の補助率を乗じて得た額に加え、設置者負担分に次表右欄に定める補助率を乗じて得た額の範囲内の額を交付額とする。

(1) 補助要件

ア 創設及び定員増を目的として行う施設等の整備

イ 本則2の(1)ア及びイについては、障害者総合支援法第5条第6項、第13項、第14項及び第15項に定める事業への移行を目的として行う施設等の整備

(2) 補助率

整 備 対 象 事 業	対 象 者	補 助 率
障害者自立支援法第5条第10項及び第16項に定める事業(2(1)オ及び(3))	社会福祉法人等	1／2
	民間企業等	1／3
	社会福祉法人等及び民間企業等(建物所有者が改修を行う場合)	1／3
東京都重度身体障害者グループホーム事業実施要綱に定める事業(2(1)カ)	社会福祉法人等	1／2
障害者自立支援法第5条第8項に定める事業並びに併設する障害者自立支援法第77条第1項第4号及び地域生活支援事業実施要綱別記6(9)に定める日中一時支援事業(2(1)キ)	社会福祉法人等	3／4

・心身障害者（児）通所訓練等事業実施要綱に定める事業及び特別区の区域内の同種の事業及び精神障害者共同作業所通所訓練事業運営費補助金交付要綱に定める事業 ・障害者施策推進区市町村包括補助事業実施要綱 3（3）①ア、イ、エに定める事業（2（1）ア及びイ）	社会福祉法人等	1／2
重症心身障害児（者）通園事業実施要綱に定める事業（2（1）ク）	社会福祉法人等 区市町村	1／2

5 平成21年度から23年度までに着工した事業にかかる特例措置

平成21年度から平成23年度までに着工した本則2の（1）ア、イ、オ、カ、キ、ク及び（3）に掲げる補助対象事業について、本則4における補助金の交付額の算定にあたっては、本則の規定にかかわらず、次に掲げる補助要件のいずれかを満たす対象者に対し、補助基本額に本則4の補助率を乗じて得た額に加え、設置者負担分に次表右欄に定める補助率を乗じて得た額の範囲内の額を交付額とする。

（1）補助要件

ア 創設及び定員増を目的として行う施設等の整備

イ 本則2の（1）ア及びイについては、障害者自立支援法第5条第7項、第14項、第15項及び第16項に定める事業への移行を目的として行う施設等の整備

（2）補助率

整備対象事業	対象者	補助率
障害者自立支援法第5条第11項及び第17項に定める事業（2（1）オ及び（3））	社会福祉法人等	1／2
	民間企業等	1／3
	社会福祉法人等及び民間企業等（建物所有者が改修を行う場合）	1／3
包括補助要綱3（2）カに定める事業（2（1）カ）	社会福祉法人等	1／2
障害者自立支援法第5条第9項に定める事業並びに併設する障害者自立支援法第77条第1項第4号及び地域生活支援事業実施要綱別記6（9）に定める日中一時支援事業（2（1）キ）	社会福祉法人等	3／4
・心身障害者（児）通所訓練等事業実施要綱に定める事業及び特別区の区域内の同種の事業及び精神障害者共同作業所通所訓練事業運営費補助金交付要綱に定める事業 ・包括補助要綱3（3）①イ、ウ、オに定める事業（2（1）ア及びイ）	社会福祉法人等	1／2
重症心身障害児（者）通園事業実施要綱に定める事業（2（1）ク）	社会福祉法人等 区市町村	1／2

6 平成24年度から26年度までに着工した事業に係る特例措置

平成24年度から平成26年度までに着工した本則2に掲げる補助対象事業について、本則5における補助金の交付額の算定に当たっては、本則の規定にかかわらず、次に掲げる補助要件を満たす

す対象者に対し、補助基本額に本則５の補助率を乗じて得た額に加え、設置者負担分に次表右欄に定める補助率を乗じて得た額の範囲内の額を交付額とする。

(１) 補助要件

事業所の新規開設又は定員増を目的として行う施設等の整備

(２) 補助率

整備対象事業	対象者	補助率
障害者総合支援法第５条第７項、第１２項、第１３項及び第１４項に規定する事業（２(１)ア）	社会福祉法人等	１／２
障害者総合支援法第５条第１５項に規定する事業（２(１)イ及び(２)）	社会福祉法人等	１／２
	民間企業等	１／３
	社会福祉法人等及び民間企業等（建物所有者に対し、改修経費を負担する場合）	１／３
障害者総合支援法第５条第８項に規定する事業並びにこれに併設する障害者総合支援法第７７条第１項第４号及び地域生活支援事業実施要綱別記１１（６）に規定する事業（２(１)エ）	社会福祉法人等	３／４
東京都重症心身障害児（者）通所事業実施要綱に規定する事業（２(１)オ）	社会福祉法人等 区市町村	１／２

７ 平成２７年度から２９年度までに着工した事業に係る特例措置

平成２７年度から平成２９年度までに着工した本則２に掲げる補助対象事業について、本則５における補助金の交付額の算定に当たっては、本則の規定にかかわらず、次に掲げる補助要件を満たす対象者に対し、補助基本額に本則５の補助率を乗じて得た額に加え、設置者負担分に次表右欄に定める補助率を乗じて得た額の範囲内の額を交付額とする。

(１) 補助要件

事業所の新規開設又は定員増を目的として行う施設等の整備

(２) 補助率

整備対象事業	対象者	補助率
障害者総合支援法第５条第７項、第１２項、第１３項及び第１４項に規定する事業（２(１)ア）	社会福祉法人等	１／２
障害者総合支援法第５条第１５項に規定する事業（２(１)イ及び(２)）	社会福祉法人等	１／２
	民間企業等	１／３
	社会福祉法人等及び民間企業等（建物所有者に対し、改修経費を負担する場合）	１／３
障害者総合支援法第５条第８項に規定する事業並びにこれに併設する障害者総合支援法第７７条第３項及び地域生活支援事業実施要綱別記１１（４）に規定する事業（２	社会福祉法人等	３／４

(1)エ)		
東京都重症心身障害児（者）通所事業実施要領に規定する事業（2（1）オ）	社会福祉法人等 区市町村	1／2

8 平成30年度から32年度までに着工した事業に係る特例措置

平成30年度から平成32年度までに着工した本則2に掲げる補助対象事業について、本則5における補助金の交付額の算定に当たっては、本則の規定にかかわらず、次に掲げる補助要件を満たす対象者に対し、補助基本額に本則5の補助率を乗じて得た額に加え、設置者負担分に次表右欄に定める補助率を乗じて得た額の範囲内の額を交付額とする。

(1) 補助要件

事業所の新規開設又は定員増を目的として行う施設等の整備

(2) 補助率

整備対象事業	対象者	補助率
障害者総合支援法第5条第7項、第12項、第13項及び第14項に規定する事業（2（1）ア）。ただし、以下に掲げるニーズのいずれかに対応する事業所とし、知事が必要と認めたものに限る。 ① 利用者の高齢化、障害の重度化 ② 医療的ケア ③ 地域生活支援の拠点	社会福祉法人等	1／2
障害者総合支援法第5条第17項に規定する事業（2（1）イ及び（2））	社会福祉法人等	1／2
	民間企業等	1／3
	社会福祉法人等及び民間企業等（建物所有者に対し、改修経費を負担する場合）	1／3
障害者総合支援法第5条第8項に規定する事業並びにこれに併設する障害者総合支援法第77条第3項及び地域生活支援事業実施要綱別記11（4）に規定する事業（2（1）エ）	社会福祉法人等	3／4
東京都重症心身障害児（者）通所事業実施要領に規定する事業（2（1）オ）	社会福祉法人等 区市町村	1／2
児童福祉法に規定する児童発達支援及び放課後等デイサービスに係る事業のうち、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準第5条第3項に規定する主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援及び同第66条第3項に規定する主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス（2（1）カ）	社会福祉法人等	1／2

9 令和3年度から5年度までに着工した事業に係る特例措置

令和3年度から令和5年度までに着工した本則2に掲げる補助対象事業について、本則5におけ

る補助金の交付額の算定に当たっては、本則の規定にかかわらず、次に掲げる補助要件を満たす対象者に対し、補助基本額に本則５の補助率を乗じて得た額に加え、設置者負担分に次表右欄に定める補助率を乗じて得た額の範囲内の額を交付額とする。

(１) 補助要件

事業所の新規開設又は定員増を目的として行う施設等の整備

(２) 補助率

整備対象事業	対象者	補助率
障害者総合支援法第５条第７項、第１２項、第１３項及び第１４項に規定する事業（２(１)ア）。ただし、以下に掲げるニーズのいずれかに対応する事業所とし、知事が必要と認めたものに限る。 ①利用者の高齢化、障害の重度化 ②医療的ケア ③地域生活支援の拠点	社会福祉法人等	１／２
障害者総合支援法第５条第１７項に規定する事業（２(１)イ及び(２)）	社会福祉法人等	１／２
	民間企業等	１／３
	社会福祉法人等及び民間企業等（建物所有者に対し、改修経費を負担する場合）	１／３
障害者総合支援法第５条第８項に規定する事業並びにこれに併設する障害者総合支援法第７７条第３項及び地域生活支援事業実施要綱別記１１（４）に規定する事業（２(１)エ）	社会福祉法人等	３／４
東京都重症心身障害児（者）通所事業実施要領に規定する事業（２(１)オ）（※）	社会福祉法人等 区市町村	１／２
児童福祉法に規定する児童発達支援及び放課後等デイサービスに係る事業のうち、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準第５条第３項に規定する主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援及び同第６６条第３項に規定する主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス（２(１)カ）（※）	社会福祉法人等	１／２

(※) 主として重症心身障害児を通わせる児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を未設置区市町村において整備する場合には、別表２に定める既設地域の補助基準額に整備促進係数（１.５０）を乗じる（ただし、別表１に定める「１ 施設整備及び設備整備基準、施設整備１」の整備種別（安全対策工事を除く。）に限る。）ものとする。

１０ 令和６年度から８年度までに着工した事業に係る特例措置

(１) 特別助成

令和６年度から令和８年度までに着工した本則２に掲げる補助対象事業について、本則５におけ

る補助金の交付額の算定に当たっては、本則の規定にかかわらず、次に掲げる補助要件を満たす対象者に対し、補助基本額に本則 5 の補助率を乗じて得た額に加え、設置者負担分に次表右欄に定める補助率を乗じて得た額の範囲内の額を交付額とする。

ア 補助要件

事業所の新規開設又は定員増を目的として行う施設等の整備

イ 補助率

整備対象事業	対象者	補助率
障害者総合支援法第 5 条第 7 項、第 1 2 項、第 1 4 項及び第 1 5 項に規定する事業（2 (1) ア）。ただし、以下に掲げるニーズのいずれかに対応する事業所とし、知事が必要と認めたものに限る。 ①利用者の高齢化、障害の重度化 ②医療的ケア ③地域生活支援の拠点	社会福祉法人等	1 / 2
障害者総合支援法第 5 条第 7 項に規定する事業（2 (1) アのうちの生活介護）。ただし、以下に掲げるニーズのいずれかに対応する事業所とし、知事が必要と認めたものに限る。 ①利用者の高齢化、障害の重度化 ②医療的ケア ③地域生活支援の拠点	民間企業等	1 / 3
障害者総合支援法第 5 条第 18 項に規定する事業（2 (1) イ及び(2)）。ただし、区分 4 以上の利用者を 1 人以上受け入れて重度者対応を行う事業所に限る。	社会福祉法人等	1 / 2
	民間企業等	1 / 3
	社会福祉法人等及び民間企業等（建物所有者に対し、改修経費を負担する場合）	1 / 3
障害者総合支援法第 5 条第 8 項に規定する事業並びにこれに併設する障害者総合支援法第 7 7 条第 3 項及び地域生活支援事業実施要綱別記 1 1（4）に規定する事業（2 (1) エ）	社会福祉法人等	3 / 4
	民間企業等	1 / 3
障害者総合支援法第 5 条第 7 項に規定する生活介護に係る事業のうち、東京都重症心身障害児（者）通所事業実施要領に規定する事業（2 (1) オ）	社会福祉法人等 区市町村	1 / 2

（2）重度対応特別単価

令和 6 年度から令和 8 年度までに着工した本則 2 に掲げる補助対象事業のうち（1）ア（障害者総合支援法第 5 条第 7 項に規定する生活介護に係る事業に限る。）、イ、エ及びオ並びに（2）について、重度障害者に対応した施設（都が別に定める要件を満たすものとする。）を整備する場合には、別表 2 に定める補助基準額に 1.50 を乗じた重度対応特別単価（ただし、別表 1 に定める「1 施設整備及び設備整備基準、施設整備 1」の整備種別（安全対策工事を除く。）に限る。）を補助基準額として適用するものとする。

なお、重度対応特別単価が適用される場合、補助金の交付額の算定に当たっては、本則及び附則 10（１）の規定にかかわらず、都が別に定める補助要件を満たす対象者に対し、補助基本額に本則 5 の補助率を乗じて得た額に加え、設置者負担分に次表右欄に定める補助率を乗じて得た額の範囲内の額を交付額とする。

（ア）補助要件

都が別に定める重度障害者に対応した事業所の新規開設又は定員増を目的として行う施設等の整備

（イ）補助率

整備対象事業	対象者	補助率
障害者総合支援法第 5 条第 7 項に規定する事業（2（1）アのうちの生活介護）	社会福祉法人等	1／2
	民間企業等	5／6
障害者総合支援法第 5 条第 18 項に規定する事業（2（1）イ及び（2））	社会福祉法人等	1／2
	民間企業等	5／6
	社会福祉法人等及び民間企業等（建物所有者に対し、改修経費を負担する場合）	5／6
障害者総合支援法第 5 条第 8 項に規定する事業並びにこれに併設する障害者総合支援法第 77 条第 3 項及び地域生活支援事業実施要綱別記 11（4）に規定する事業（2（1）エ）	社会福祉法人等	3／4
	民間企業等	5／6
障害者総合支援法第 5 条第 7 項に規定する生活介護に係る事業のうち、東京都重症心身障害児（者）通所事業実施要領に規定する事業（2（1）オ）	社会福祉法人等 区市町村	1／2

11 交付額の算定に当たっては、原則として着工した年度の算定方法及び単価を適用する。ただし、事情により補助内示年度に着工できなかった場合には、着工予定であった年度の算定方法及び単価を適用する。

附 則

この要綱は、昭和 60 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和 63 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 6 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 7 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成８年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は、平成１０年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は、平成１１年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は、平成１３年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は、平成１４年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は、平成１５年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は、平成１６年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は、平成１８年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は、平成１９年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は、平成２０年１２月１日から適用する。

附 則

この要綱は、平成２１年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は、平成２３年１０月１日から適用する。

附 則

この要綱は、平成２４年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は、平成２５年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

この要綱の施行の日から令和5年6月30日までの間、「福祉障」とあるのは「福保障」と読み替えることとする。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表 1

1 施設整備及び設備整備基準

種 別		整 備 内 容
施設整備 1	創 設	既存の建物によらない整備 木造の場合は、建築基準法第2条第8号に規定された防火構造とする。
	改 築	既存建物の全部又は一部を取り壊して行う整備
	改 修	次の要件の一に該当し、1件当たりの価格が50万円以上の改修工事等 (1) 既存の建物を使用し、新たに事業を開始するための改修工事 (2) 大規模修繕工事（一定年数を経過して使用に耐えなくなり、改修が必要となった指導室、作業室等の改修工事又は利用者の高齢化、障害の重度化等への対応のための改修工事）
	安全対策工事	消防法に基づく安全対策工事1件当たりの価格が50万円以上の工事
	共 通 条 件	(1) 生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助、重度身体障害者グループホーム、短期入所事業及び東京都重症心身障害児（者）通所事業等については、次のアからオに定める設備等に関する基準を満たすもの ア 本則2の(1)ウ、エに掲げる各要綱及びオに掲げる要領 イ 東京都障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年東京都条例第135号）及び東京都障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成24年東京都規則第171号） ウ 東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年東京都条例第155号。以下「条例」という。）及び東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成24年東京都規則第175号。以下「規則」という。） (2) 10年間は事業を維持できる見込みがあること。 (3) 社会福祉法人等及び民間企業等が賃借している建物については、事業開始後10年以上の賃貸借期間が契約書及び承諾書により確認できるものに限る。 (4) 土地、建物に抵当権が設定されていないこと（土地・建物が自己所有である場合を除く。）
施設整備 2	消 防 設 備	(1) 共同生活援助事業、短期入所事業に供する建物（消防法施行令別表第一(6)項ロ又は(6)項ハに該当する建物に限る。）に設置する消防設備工事 (2) 上記施設整備1の共通条件を満たすもの

施設整備 3	重度化等対応設備	(1) 共同生活援助、重度身体障害者グループホーム、短期入所事業及び東京都重症心身障害児(者)通所事業に供する重度化等対応設備工事。 なお、重度化等対応設備とは、利用者の高齢化、障害の重度化、医療的ケア等を含む利用者の受入に伴い必要となる設備をいう。 また、本整備を適用する事業所は、消防署から6項口の指導を受け(東京都重症心身障害児(者)通所事業を除く。)、障害の重度化、利用者の高齢化、医療的ケア者を受入れる見込みがあると区市町村が認めるにものに限る。 (2) 上記施設整備1の共通条件を満たすもの
施設整備 4	防 犯 設 備	(1) 生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助、重度身体障害者グループホーム、短期入所事業及び東京都重症心身障害児(者)通所事業に供する建物に設置する防犯設備工事 (2) 上記施設整備1の共通条件を満たすもの
施設整備 5	エレベーター等 設備	(1) 消防署から6項口の指導を受けない共同生活援助事業所・重度身体障害者グループホームに供する、歩行困難な利用者等の受け入れのためのエレベーター等設置整備工事。 なお、重度化等対応設備整備を適用する場合は、エレベーター等設備整備を適用しない。 (2) 上記施設整備1の共通条件を満たすもの
設備整備 1	医療機器等設備	(1) 医療的ケア者の受入にあたり必要となる1件当たり10万円以上の医療機器等に係る設備整備。 なお、本加算を適用する事業所は、附則第10(2)に掲げる重度対応特別単価が適用となる事業所に限る。 (2) 上記施設整備1の共通条件を満たすもの
設 備 整 備 (備 品) 2	一 般	次の要件の一に該当し、1件当たり10万円以上のもので知事が必要であると認めたもの (1) 消防法等に基づく安全対策に関する設備整備 (2) 東京都重症心身障害児(者)通所事業については、利用者の訓練、授産及び処遇に直接要する設備整備 (3) 共同生活援助、重度身体障害者グループホーム、短期入所事業については、利用者の支援に要する設備整備

2 その他

共同生活援助及び重度身体障害者グループホームにおいて、提供する便宜に要する費用(家賃、光熱水費、食材料費等)については、できる限り低価格に設定するものとする。

別表2

施設種別	区 分		補 助 基 準 額
生活介護・自立訓練 ・就労移行支援 ・就労継続支援	改修	主たる事業所	34,360千円
		従たる事業所	17,300千円
	防犯設備		1,750千円
・重度身体障害者グループホーム 共同生活援助	創設・改築・改修 及び安全対策	(1) 延床面積がおおむね50㎡未満	16,440千円
		(2) 延床面積が70㎡未満	22,160千円
		(3) 延床面積が90㎡未満	31,030千円
		(4) 延床面積が120㎡未満	39,900千円
		(5) 延床面積が150㎡未満	53,200千円
		(6) 延床面積が180㎡未満	66,500千円
		(7) 延床面積が180㎡以上	79,810千円
		大規模修繕工事	17,300千円
	消防設備	消防法施行令別表第1(6)項ロ	4,500千円
		消防法施行令別表第1(6)項ハ	1,200千円
	重度化等対応設備		10,400千円
	防犯設備		1,160千円
	エレベーター等設備		3,400千円
	医療機器等設備		6,000千円
	設備整備(備品)		1,750千円

短期入所事業	創設・改築・改修 及び安全対策	1床当たり	9,410千円
		大規模修繕工事	10,400千円
	消防設備	消防法施行令別表第1(6)項ロ (1床当たり)	675千円
		消防法施行令別表第1(6)項ハ (1床当たり)	180千円
	重度化等対応設備(1床当たり)		1,630千円
	防犯設備		1,160千円
	医療機器等設備		6,000千円
	設備整備(備品)		1,750千円
東京都重症心身障害児(者)通所事業	創設・改築・改修	定員1人当たり	14,680千円
		大規模修繕工事	8,650千円
	重度化等対応設備(定員1人当たり)		1,630千円
	防犯設備(1施設当たり)		1,750千円
	設備整備(備品)(定員1人当たり)		130千円

備考

- 1 本則2の(2)により整備を行う社会福祉法人等及び民間企業等に対する補助金の交付額は、本則5及び附則10で算出した額と、社会福祉法人等及び民間企業等が建物所有者に対して支出した額とを比較してどちらか低い額とする。
- 2 補助基準額について、短期入所を本体施設と一体的に大規模修繕工事を行う場合の補助基準額は本体施設の一部として整理する。
- 3 共同生活援助・重度身体障害者グループホームの創設・改築・改修及び安全対策の整備について、延床面積が90㎡以上であっても、利用定員が3名以下の場合には、延床面積が90㎡未満の単価を適用する。

補 助 条 件

この補助金は、次に掲げる事項を条件として交付する。

1 事情変更による決定の取消し等

この補助金の交付決定後の事情の変更により特別に必要が生じたときは、知事は、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、補助事業のうち、既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 承認事項

補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

(1) 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。

(2) 補助事業の内容のうち、次の各号を変更しようとするとき。

ア 建物の規模及び構造(施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。)

イ 建物等の用途

ウ 入所定員及び利用定員

エ 工事の内容

①工期変更を伴うもの

②工法及び位置の変更を伴うもの

③変更見込み金額が請負金額の10%に相当する額又は200万円を超える工事

(3) 補助事業を中止、又は廃止しようとするとき。

(4) 借地契約又は建物の賃貸借契約を解除しようとするとき。

3 補助事業の完了時期

補助事業は、補助金の交付の決定に係る会計年度中に完了しなければならない。

4 消費税仕入控除税額の報告

補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額が確定した場合には、別記第4号様式により速やかに知事に報告しなければならない。

なお、知事に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を返還させることがある。

5 事故報告

補助事業者は、補助事業が予定の時期に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合は、その理由及び遂行の見通し等を書面により知事に報告し、その指示を受けなければならない。

6 状況報告

知事は、必要が生じたとき、補助事業の進捗状況について報告させることがある。

7 補助事業の遂行命令等

この要綱の規定による報告、地方自治法(昭和22年法律第67号)第221条第2項の規定による調査等により、補助事業が補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、知事は、これらに従って補助事業を遂行すべきことを命ずることがある。

この命令に違反したときは、補助事業の一時停止を命ずることがある。

8 実績報告

補助事業者は、補助事業が完了したとき、補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したとき、又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、それらの事実があったときから15日以内に補助事業の事業実績報告書（別記第2号様式）を知事に提出しなければならない。

9 補助金の額の確定等

知事は、8の実績報告の審査及び必要に応じて行う現地調査等により補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。

10 是正のための措置

知事は、9の調査の結果、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置をとるべきことを命ずることがある。

8の実績報告は、前項の命令により必要な措置をした場合においてもこれを行わなければならない。

11 決定の取消し

(1) 補助事業者が、次の各号のいずれかに該当したときは、知事は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。

ア 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

イ 補助金を他の用途に使用したとき。

ウ 補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他法令若しくはこの交付の規定に基づく命令に違反したとき。

エ 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産等について、補助事業者が16の財産処分の制限等に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供したため、交付目的が達成されないことが明らかになったとき。

オ 交付決定を受けた者（法人その他の団体にあっては、代表者、役員又は使用人その他の事業者若しくは構成員を含む。）が、暴力団員等に該当するに至ったとき。

(2) (1)の規定は9により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用する。

12 補助金の返還

(1) 補助事業者は、補助金の交付の決定を取り消された場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、知事の指示するところにより、その額を返還しなければならない。

(2) (1)の規定は9により交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を越える補助金が交付されているときも同様とする。

13 違約加算金

補助事業者は、11により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消され、その返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日（補助金が2回以上に分けて交付されている場合においては、返還を命ぜられた額に相当する補助金は最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日において受領したものとする。）から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき、年10.95%の割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

14 延滞金

補助事業者は、補助金の返還を命ぜられた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95%の割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

15 他の補助金等の一時停止等

補助事業者が、補助金の返還を命ぜられたにもかかわらず、当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、ほかに同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、知事は、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺するものとする。

16 財産処分の制限等

- (1) 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及び従物並びに取得価格又は、効用の増加の価格10万円以上の機械器具等については、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」（平成20年厚生労働省告示第384号）に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- (2) 補助事業者は、賃借している建物について、補助金が交付された場合において、補助事業により取得したもの又は効用の増加した部分につき、有益費償還請求権、造作買取請求権その他の権利が生じたときは、その処理につき知事に協議するものとする。この場合において、当該権利を行使したことにより収入があったときは、収入の全部又は一部を本都に納入させることがある。
- (3) 民間企業等は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分する場合は、議決機関の承認を得なければならない。

17 財産の管理義務

補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用をはからなければならない。

18 財産処分に伴う収入の納付

補助事業者は、知事の承認を受けて財産の処分をすることにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を本都に納付させることがある。

19 関係書類の整理保管

補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかなければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は「補助金等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」（平成20年7月11日付厚生労働省告示第384号）に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

なお、1,000万円以上の工事請負契約に係る支払領収書については、支払完了後速やかに提示すること。

20 根抵当権設定の禁止

補助対象事業者は、補助を受けようとする施設の土地及び建物について、根抵当権を設定してはならない。

21 建物所有者との協議

本則2の(2)に基づき整備を行う社会福祉法人等及び民間企業等は、建物所有者と協議を行い、条例又は規則で定める設備等に関する基準を遵守するための建物の改修の内容や改修工事の費用への負担、支払い方法等について、契約等により取り決めを交わさなければならない。

また、建物所有者が改修工事を行うに当たって、社会福祉法人等及び民間企業等は、建物所有者から、当該整備に係る工事仕様書、工事請負契約書（写し）及び工事費目別内訳書、建築確認通知書、配置図、各階平面図、立面図、改修、改築等の場合は、既存建物に係る図面等の提出を求めるものとする。

22 補助事業に係る契約

- (1) 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承認してはならない。
- (2) 補助事業者（区市町村を除く。次条において同じ。）が補助事業を行うために締結する契約については、東京都が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

23 契約の相手方等からの資金提供の禁止

補助事業者が事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から寄付金等資金の提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。

番 号

年 月 日

住 所

法 人 代 表 者 印

区 市 町 村 長 印

標記について、次により補助金の交付を関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

1	申請額	金	円
2	施設等の種別及び名称		
3	申請額算出内訳	別紙 1 のとおり	
4	事業計画書	別紙 2 のとおり	
5	歳入歳出予算書（見込書）抄本（参考例 1）		

整備費申請額算出内訳

施設種別

施設の名称

区 分 (創設等の別)	総事業費 A	対象経費の実 支出(予定)額 B	寄付金その 他 の 収 入 額 C	差 引 額 (B - C) D	補助要綱別表2に定める補助基準額				都 補 助 金 基 本 額 (D>H→H) (D≤H→D) I	都 補 助 金 所 要 額 (I×補助率) J
					単価 E	規模 F	重度対応 特別単価 G	算定額 (E×F×G) H		
	円	円	円	円	円				円	円
施設整備 ()										
施設整備 (消防設備)										
施設整備 (重度化等設備)										
施設整備 (防犯設備)										
施設整備 (エレベーター等)										
整備設備 (医療機器等)										
設備整備										
合計										

1 B欄には、総事業費のうち、補助対象となる事業費を計上すること。

2 C欄は、社会福祉法人等の場合は、寄付金その他の収入額(社会福祉法人等の場合は、寄付金を除く。)を記入する。

3 I欄は、D欄とH欄を比較してどちらか少ない方の額を記入する。

4 J欄は、本則5に定める補助率により算定した額を記入する。ただし、附則10を適用し、補助金所要額を算定する場合に限り、本則5補助率により算定した額に附則10に定める補助率により算定した額を加算する。

J欄は、1,000円未満を切り捨てる。

5 本則2の(2)により整備を行う場合は、別表2の備考により算出し、E欄に記入する。

J欄は、I欄の額を記入する。

事業計画書

1	施設等の名称											
	所在地											
2	施設等の種別											
3	事業主体及び運営主体	運営主体	名称									
			所在地									
		建物所有者	名称(氏名)									
			所在地									
		※本則2(2)により整備を行う場合に記入										
4	利用人員	現在	名	増加	名	計	名					
5	施設等の規模及び構造	敷地面積				m ²	敷地の所有関係	自己所有 借地 買収(予定)				
		建物の所有関係	自己所有			賃貸	整備種別	創設 改築 改修 安全対策 消防 重度化 防犯 設備整備				
		重度対応特別単価	該当			非該当						
		建築面積				m ²	延床面積	(改修部分) m ²				
		建物構造				(全 体) m ²						
		抵当権	土地(無・有)	「有」の場合、目的及び抹消予定時期								
			建物(無・有)									
6	併設事業所	名称				種別						
7	整備費内訳	施設整備									円	
		施設整備(消防設備)									円	
		施設整備(重度化等対応設備)									円	
		施設整備(防犯設備)									円	
		施設整備(エレベーター等)									円	
		設備整備(医療機器等)									円	
		設備整備									円	
		合計									0 円	
		※工事種別等内訳:別紙										
8	財源内訳	東京都補助金									円	
		設置担者金	自己財源									円
			寄附金									円
			その他収入									円
			借入金									円
			小計									0 円
		合計									0 円	

9	建 物 所 有 者 負 担 金 内 訳 ※本則2(2)により整備を行う場合に記入	自 己 財 源					円
		運営主体からの収入					円
		借 入 金					円
		合 計					0 円
10	施 行 計 画	契 約 年 月 日	令和	年	月	日	
		着 工 年 月 日	令和	年	月	日	
		完 成 年 月 日	令和	年	月	日	
		事 業 開 始 年 月 日	令和	年	月	日	
11	事業の目的・理由 ※都内において初めて上記2の事業を実施する場合、その理由も記載すること						
12	支援の基本方針 (主たる障害種別や想定している障害支援区分等を踏まえ、どのような事業としていきたいか)						
13	上記13を実現するためのハード面・ソフト面における具体的方策						
14	地域の障害福祉サービス事業所及び地域住民との連携						
15	建物構造や環境面における課題						
16	上記16に対する具体的な解決策や工夫した点						
17	その他(添付書類及び添付順序)						
(1) 歳入歳出予算書(見込書)抄本							
(2) 借入金償還計画表							
(3) 各室面積表 ※1							

(4)	工事仕様書(建築概要書、内部仕上表、外部仕上表、特記仕様書等) ※2
(5)	工事請負契約書(写し)及び工事費費目別内訳書(見積書)(写し) ※3
(6)	設計監理契約書(写し) ※4
(7)	建築確認通知書(写し) ※5
(8)	配置図、各階平面図、立面図 ※6
(9)	改修、改築等の場合は既存建物に係る図面を添付すること。
(10)	建物所有者との運営及び整備に関する合意内容の契約書等(写し) ※7
(11)	土地・建物登記簿謄本
(12)	賃貸借契約書(土地・建物を賃借する場合のみ)(写し)
(13)	備品等購入契約書(写し)又は見積書(写し)
(14)	備品カタログ等
(15)	誓約書

※1～6 設備整備については不要

※7 本則2(2)による整備を行う場合に添付

※本則2(2)により整備を行う場合の財源内訳は、9「建物所有者負担金内訳」欄に記入し、8「財源内訳」欄の記入は不要

担当者連絡先		
担当者名		
連絡先	電話	
	FAX	
	メールアドレス	

※6、12～16について、各記入欄に収まらない場合は「別紙のとおり」と記載し、別紙により説明すること

別記第2号様式

番 号

年 月 日

東 京 都 知 事 殿

住 所

法 人 代 表 者 印

区 市 町 村 長 印

年度障害者通所施設等整備費補助金（障害者施設等）の事業実績報告について

年 月 日付 福祉障 第 号で交付決定を受けた 年度障害者通所施設等整備費補助金（障害者施設等）にかかる事業実績について、次の関係書類を添え下記のとおり報告します。

記

- 1 精算額 金 _____ 円
- 2 施設等の種別及び名称
- 3 整備費精算額内訳 別紙1のとおり
- 4 実績報告書 別紙2のとおり
- 5 歳入歳出決算書（見込書）抄本（参考例1）

請 求 書

金 _____ 円

ただし、年度障害者通所施設等整備費（障害者施設等）として上記金額を請求
します。

年 月 日

東 京 都 知 事 殿

法 人 名 _____

事 務 所 の 所 在 地 _____

代 表 者 氏 名 _____ 印

整備費精算額算出内訳

施設種別					施設の名称								
区 分 (創設等の別)	総事業費 A	対象経費の実 支出(予定)額 B	寄付金その 他 の 収 入 額 C	差 引 額 (B - C) D	補助要綱別表2に定める補助基準額				都 補 助 金 基 本 額 (D>H→H) (D≤H→D) I	都 補 助 金 所 要 額 (I×補助率) J	都補助金 交付決定額 K	都補助金 受入済額 L	差 引 過△不足額 M
					単価 E	規模 F	重度対応 特別単価 G	算定額 (E×F×G) H					
施設整備 ()	円	円	円	円	円				円	円	円	円	円
施設整備 (消防設備)													
施設整備 (重度化等設備)													
施設整備 (防犯設備)													
施設整備 (エレベーター等)													
施設整備 (医療機器等)													
設備整備													
合計													

- 1 B欄には、総事業費のうち、補助対象となる事業費を計上すること。
- 2 C欄は、社会福祉法人等の場合は、寄付金その他の収入額(社会福祉法人等の場合は、寄付金を除く。)を記入する。
- 3 I欄は、D欄とH欄を比較してどちらか少ない方の額を記入する。
- 4 J欄は、本則5に定める補助率により算定した額を記入する。ただし、附則10を適用し、補助金所要額を算定する場合に限り、本則5補助率により算定した額に附則10に定める補助率により算定した額を加算する。
J欄は、1, 000円未満を切り捨てる。
- 5 本則2の(2)により整備を行う場合は、別表2の備考により算出し、E欄に記入する。
J欄は、I欄の額を記入する。

事業実績報告書

1	施設等の名称							
	所在地							
2	施設等の種別							
3	事業主体及び 運営主体	運営主体	名称					
			所在地					
		建物所有者	名称					
			所在地					
		※本則2(2)により整備を行う場合に記入						
4	利用人員	現在	名	増加	名	計	名	
5	施設等の規模 及び構造	敷地面積			m ²	敷地の 所有関係	自己所有 借地 買収(予定)	
		建物の 所有関係	自己所有 賃貸			整備種別	創設 改築 改修 安全対策 消防 重度化 防犯 設備整備	
		重度対応 特別単価	該当 非該当					
		建築面積			m ²	延床面積	(改修部分) m ²	
		建物構造			(全 体) m ²			
		抵当権	土地(無・有)	「有」の場合、 目的及び抹 消予定時期				
			建物(無・有)					
6	併設事業所	名称		種別		運営主体		
7	支出済事業費総額	施設整備						円
		施設整備 (消防設備)						円
		施設整備 (重度化等対応設備)						円
		施設整備 (防犯設備)						円
		施設整備 (エレベーター等)						円
		設備整備 (医療機器等)						円
		設備整備						円
		合計						0 円
		※工事種別等内訳:別紙						

8	施 行 期 間	契約年月日	令和	年	月	日
		着工年月日	令和	年	月	日
		完成年月日	令和	年	月	日
		事業開始年月日	令和	年	月	日
9	その他(添付書類及び添付順序)					
(1) 歳入歳出決算書(見込書)抄本						
(2) 借入金償還計画表						
(3) 各室面積表 ※1						
(4) 工事仕様書(建築概要書、内部仕上表、外部仕上表、特記仕様書等) ※2						
(5) 工事請負契約書(写し)及び工事費費目別内訳書(見積書)(写し) ※3						
(6) 設計監理契約書(写し) ※4						
(7) 工事完了報告書(設計監理者及び法人代表者の確認印が必要) ※5						
(8) 検査済証(建築基準法第7条第3項による)(写し) ※6						
(9) 消防用設備等設置届出書及び検査結果通知書(消防法第17条の3の2による)(写し) ※7						
(10) 建物平面図及び立面図 ※8						
(11) 建物所有者との運営及び整備に関する合意内容の契約書等(写し) ※9						
(12) 賃貸借契約書(土地・建物を賃借する場合のみ)(写し)						
(13) 備品等購入契約書(写し)又は見積書(写し)						
(14) 備品カタログ等						
(15) 備品納品書						
(16) ①創設、改築、改修の場合は建物内外主要部分の写真 ②設備整備の場合は備品等の写真						

※1～8 設備整備については不要

※9 本則2(2)による整備を行う場合に添付

担当者連絡先		
担当者名		
連絡先	電話	
	FAX	
	メールアドレス	

捨
印

別記第4号様式

番 号
年 月 日

東 京 都 知 事 殿

事務所の所在地
法 人 名
法 人 代 表 者

年度消費税仕入控除税額報告書

年 月 日 福祉障 第 号で交付決定を受けた 年度
障害者通所施設等整備費補助金（障害者施設等）に係る消費税仕入控除税
額については、下記のとおり報告する。

記

- 1 施 設 の 種 別
 - 2 施 設 の 名 称
 - 3 補助事業の確定額 金 円
 - 4 補助金返還相当額 金 円
- （消費税の申告により確定した消費税控除税（要補助金返還相当額））
- 5 積 算 内 訳 等（4の消費税仕入控除税額の積算内訳等を添付）